

令和6年2月5日

裁判所共済組合員 各位

裁判所共済組合本部

共済組合組織の統合について（お知らせ）

1 令和6年4月の統合について

裁判所共済組合では、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所（高等裁判所所在地にある地方裁判所を除く。）にある51の支部全てを令和5年4月から段階的に最高裁判所にある本部に統合するとの方針の下、令和6年4月に、東京高裁管内のさいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野及び新潟の各支部を本部に統合することが裁判所共済組合令和5年度事業計画及び予算に関する運営審議会において承認された旨は既にお知らせしているところです。

上記の統合により、令和6年4月1日時点で統合対象庁に勤務している職員は、本部所属の組合員となり、各種の共済手続については本部に対して行うこととなりますので、お知らせします。

なお、上記本部所属となる組合員に対しては、新たに本部の組合員証が発行されることとなり、この発行作業及び新組合員証の交付は、可能な限り、同年3月中に行う予定（ただし、組合員証の使用が可能となるのは4月1日以降）ですので、併せてお知らせします（新たに本部所属の組合員となる方々への組合員証等の交付その他各種手続のイメージは別添資料のとおりです。）。

2 令和7年4月以降の統合について

令和7年4月以降の統合については、裁判所共済組合令和4年度決算に関する運営審議会において、各年度における本部への統合の検討を進めることについて承認された旨は既にお知らせしているところです。

今般、令和7年4月に仙台、札幌及び高松の各高裁管内支部を本部に統合することについて、令和6年3月中旬に開催される裁判所共済組合令和6年度事業計画及び予算に関する運営審議会に諮る予定ですので、お知らせします。